



鶴ヶ城

バックナンバーもご覧ください



職場内で回覧し皆さんでご覧ください

【(一財)福島県社会保険協会ホームページ】 <https://www.f-shimakyoukai.or.jp/>

福島県社会保険協会

検索



福島の絶景

鶴ヶ城の桜(会津若松市)

会津のシンボルの一つである鶴ヶ城。戊辰戦争の舞台となった名城で、赤瓦の天守が青空に映えます。園内にはソメイヨシノを中心に、約1,000本の桜が植えられており、桜の名所100選にも選ばれています。歴史に思いをはせながら城内展示を巡り、城下町散策も楽しめます。例年の見頃は4月中旬から4月下旬。城と花が織りなす景色を見に、訪れてみてはいかがでしょうか。



CONTENTS

- ◆社会保険の取得と喪失 2
- ◆在職者老齢年金制度が改正されます 3
- ◆令和8年度生活習慣病予防健診のご案内 4
- ◆令和8年度保険料率のお知らせ 5
- ◆令和8年度「社会保険制度説明会」の開催 6
- ◆施設利用会員証の更新とWEB版交付 7
- ◆協会ホームページのご案内 7
- ◆委員随想(東山 亨) 8
- ◆支部だより(ボウリング) 8
- ◆年金事務所Q&A 9
- ◆協会けんぽQ&A 9
- ◆季節の健康情報 第88回 10
- ◆ふくしま魅力再発見! No.75 10
- ◆ねんきん相談(4・5月の日程) 10

社会保険の取得・喪失について

被保険者の要件

健康保険・厚生年金保険では、事業所単位で適用事業所となり、その事業所に常時使用される方（適用除外となる方を除く）は、国籍や性別、賃金の額等に関係なく、すべて被保険者となります。

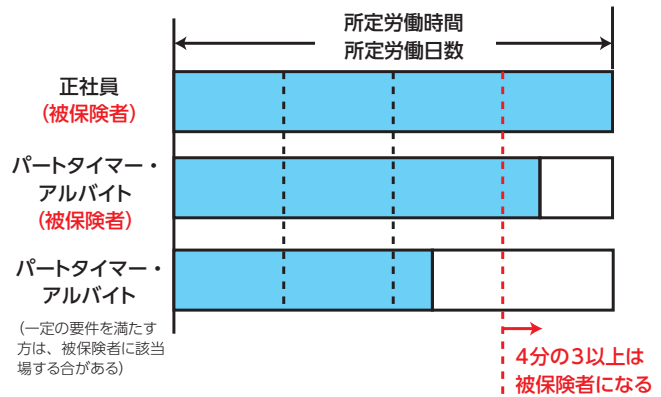
※法人の場合は、事業主等の役員も含まれます。

※原則として、70歳以上の方は健康保険のみの加入となります。

パートタイマー・アルバイト等の短時間就労者であっても、1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者となります。

また、正社員の4分の3未満であっても、厚生年金保険の被保険者が51人以上の適用事業所に勤務し、週の所定労働時間が20時間以上等の一定の要件を満たす方は、被保険者となります。

〈(短時間就労者)被保険者要件の考え方〉



従業員を雇入れたとき(資格取得)の手続き

健康保険・厚生年金保険の被保険者に該当する従業員を新たに雇用した場合または雇用していた従業員が被保険者の要件を満たすようになった場合は、事実発生から5日以内に、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」の提出が必要となります。

なお、届書を提出いただく際は、事務処理の正確性・迅速化・効率化の観点から、電子申請のご利用をお願いいたします。また、届書用紙により提出する場合は、事務センターへのご郵送をお願いいたします。

従業員が退職・死亡したとき(資格喪失)の手続き

健康保険・厚生年金保険の被保険者となっていた従業員が退職や死亡、または契約変更等により被保険者の資格基準を満たさなくなった場合は、事実発生から5日以内に、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」の提出が必要となります。

なお、被保険者資格の喪失年月日につきましては、喪失原因によって考え方が異なりますので、次の内容を参考に届書をご作成ください。

喪失の原因	資格喪失年月日
退職等による資格喪失	退職日の翌日、雇用契約(4分の3未満)変更の当日
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳到達による健康保険の資格喪失	75歳に到達する誕生日の当日
障害認定(※1)による健康保険の資格喪失	障害認定を受けた日
社会保障協定による健康保険の資格喪失	社会保障協定発効の日、相手国法令の適用となった日の翌日
70歳到達による厚生年金保険の資格喪失(※2)	70歳に到達する誕生日の前日

※1 65歳以上75歳未満の方で、障害認定を受け、後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した場合。

※2 70歳到達による資格喪失の場合は、「(70歳到達届)厚生年金保険被保険者資格喪失届・70歳以上被用者該当届」による届出となります。

令和8年4月から在職老齢年金制度が改正されます

働く方の年金が減額になる基準額が変わります



令和7年度年金制度改正法に基づき、令和8年4月から、年金が減額*になる基準額(賃金と老齢厚生年金の合計)が月51万円から65万円に引き上げられます。平均寿命・健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとすることが、今回の見直しの趣旨です。

※老齢基礎年金は減額されません。

令和8年4月以降の在職老齢年金による調整後の年金支給月額の計算式

- ① 基本月額と総報酬月額相当額の合計額が65万円以下の場合
➡ 支給停止額 = 0円(全額支給)
- ② 基本月額と総報酬月額相当額の合計額が65万円を超える場合
➡ 支給停止額 = (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 65万円) × 1/2 × 12

基本月額 加給年金額を除いた老齢厚生(退職共済)年金(報酬比例部分)の月額

総報酬月額相当額 (その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

70歳以上の方は、厚生年金保険に加入しないため、それぞれ「標準報酬月額」に相当する額、「標準賞与額」に相当する額となります。



在職老齢年金の計算方法(日本年金機構)

日本年金機構のウェブサイトやパンフレットでは、在職老齢年金制度の説明や詳しい年金の計算方法をご説明しています。



留意事項

- ・厚生年金基金加入期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに算出します。
- ・年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金(加給年金額を含む)は全額支給停止となります。
- ・年金のうち、調整の対象となるのは「老齢厚生年金」のみです。



令和8年度 生活習慣病予防健診のご案内

35歳以上の被保険者さま向けのご案内

令和8年度生活習慣病予防健診のご案内を**令和8年3月18日(水)**に
緑色の封筒で、事業所様宛に発送しております。
 健診機関によっては、予約開始後すぐに予約枠がいっぱいになる
 可能性がございます。

健診のご予約はお早めに!!



令和8年度から生活習慣病予防健診の内容が大幅に変わります!

• **人間ドック健診スタート**
 (補助額25,000円)

NEW

• **生活習慣病予防健診の検査項目の見直し**
 (例)40歳以上の偶数年齢の女性を対象に、
 骨粗しょう症検診を実施

NEW

• **若年層(20歳、25歳、30歳)を
 対象に追加**

※検査項目は、35歳以上の方と一部異なります

NEW

• **健診費用の自己負担額の見直し**
一般健診：最高5,500円
節目健診(旧付加健診)：最高8,280円

※その他検査項目も自己負担額の変更有り

※現行の生活習慣病予防健診も引き続き受診することが可能です。

令和8年度からさらに充実!協会けんぽの健診はとっても**おトク**です!
 詳しくは「[生活習慣病予防健診のご案内](#)」をご覧ください!



～健診受診の流れ～

受診する健診機関を選び、健診機関に予約する

① 受診をする健診機関を選ぶ

協会けんぽと契約する全国の健診機関(約3,500機関)で受診することができます。

② 受診を希望する健診機関に予約をする

健診機関へ直接ご予約ください。協会けんぽへのご連絡は不要です。
 ご予約時に、資格情報のお知らせまたはマイナポータル[※]の保険資格画面に記載
 されている「記号、番号、保険者番号等」をお伝えください。

詳しくは
 こちら



健診を受診する

③ 受診当日はマイナ保険証[※]等および問診票、検査容器等を忘れずにお持ちください。

マイナ保険証[※] 受診当日は、以下のいずれかにより健診機関にて保険資格の確認を受けてください。

- マイナ保険証によるオンライン資格確認 (受診する施設が対応している場合)
- マイナ保険証と資格情報のお知らせ
- マイナポータル[※]の保険資格画面の提示
- 資格確認書



全国健康保険協会 福島支部 TEL:024-523-3915(代表)

令和8年度 保険料率のお知らせ

従業員への周知に
お使いいただけます

令和8年4月分(5月納付分)から、子ども・子育て支援金の徴収が始まります。
少子化・人口減少が危機的な状況にある中、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する
仕組みで、協会けんぽは子ども・子育て支援金の徴収を代行する立場です。
詳しくは、子ども家庭庁ホームページをご覧ください。



子ども家庭庁
リーフレット

※介護保険料は40歳～64歳の方が対象

令和8年2月分
(3月納付分)まで



令和8年3月分
(4月納付分)から



令和8年4月分
(5月納付分)から



※子ども・子育て拠出金(0.36%・全額事業主負担)は引き続き適用されます。

ご退職後の健康保険任意継続制度について

会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときは、ご本人の希望により継続して
被保険者となることができます。



要件

- 1 退職日までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること
- 2 資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること

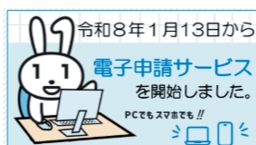
お手続き

お住まいの協会けんぽ支部へお手続きください。

添付書類

- ・退職証明書・雇用保険被保険者離職票・健康保険被保険者資格喪失届の写し等
上記書類の添付がなくてもお手続きできますが、日本年金機構から資格喪失記録の提供を受け
てからの資格取得処理となります。
- ・マイナ保険証を利用できない状況にある場合(マイナンバーカードを所持していない場合や、マイナ保
険証の利用登録を行っていない場合等)は、資格確認書が必要となります。「資格確認書交付申請書」を
あわせてご提出ください。

詳しくは
こちら



任意継続のお手続きは電子申請も可能です!



ぜひご出席
ください
参加無料
です

令和8年度 社会保険制度説明会

(算定基礎届等事務講習会)

開催のご案内



「算定基礎届」は、毎年4月・5月・6月に支払った被保険者全員の報酬額を7月10日までに報告し、9月分から1年間適用される「標準報酬月額」を決定する重要な届出です。

この「標準報酬月額」は、被保険者が毎月納める保険料の基準となるだけでなく、傷病手当金などの支給額や、将来の年金額にも影響する大切な要素です。

本説明会では、年金事務所の職員が「算定基礎届」を作成する際の重要なポイントを詳しく解説します。さらに、福島労働局(ハローワーク)の職員より、雇用保険に関する主な手続きについてもご説明いたします。

- ◆年金機構からも、別途ご案内が送付されます。
- ◆申込は、どちらか一方で行ってください。

開催地	会場名	開催日	開催時間	定員
福島市	パルセいいざか ホール 福島市飯坂町字筑前27番地の1	6月19日(金)	13:45～16:30	400名
郡山市	ビッグパレットふくしま コンベンションホール 郡山市南2丁目52	6月17日(水)	13:45～16:30	480名
いわき市	スパリゾートハワイアンズ ラピータ いわき市常磐藤原町藤平50 ※車は「日帰り第1駐車場」に駐車ください	6月24日(水)	13:45～16:30	350名
会津若松市	会津アピオスペース 展示ホール 会津若松市インター西90	6月16日(火)	13:45～16:30	210名
南相馬市	原田生涯学習センター(サンライフ南相馬) 集会室 南相馬市原町区小川町322-1	6月18日(木)	13:45～16:30	100名
白河市	新白信ビル(白河信用金庫) 会議室(2階) 白河市立石96	6月26日(金)	13:45～16:30	100名

● 講習会の内容

◆ 講座1 算定基礎届と月額変更届について

講師 日本年金機構福島県内年金事務所職員

◆ 講座2 雇用保険の主な手続きについて

講師 福島県内ハローワーク職員

ご参加
お待ちしております



● お申込方法・お問い合わせ先

- ◆ 下記の「出席申込書」に必要事項を記入して、福島県社会保険協会あてにFAXでお申し込みください。
- ◆ 会場ごとに先着順で受付し、定員になり次第締め切ります。(当協会ホームページでお知らせします)
- ◆ 定員に達した後の申込者へは電話等でご連絡します。(出席いただける方にはご連絡いたしません)
- ◆ お問い合わせは、福島県社会保険協会(TEL.024-525-9311)または最寄りの年金事務所にご連絡ください。

● 共催

- ◆ 一般財団法人 福島県社会保険協会 ◆ 日本年金機構福島県内年金事務所 ◆ 福島県内各地区社会保険委員会

令和8年度 社会保険制度説明会 出席申込書・受付票 (当日ご持参ください) **FAX.024-525-9312**

希望会場	(出席を希望する会場を○で囲んでください) 福島市 ・ 郡山市 ・ いわき市 ・ 会津若松市 ・ 南相馬市 ・ 白河市			
事業所名				
所在地	〒 - - 福島県			
電話番号	- -		FAX番号	- -
参加者氏名	①	②	事業所整理記号	

当日の受付票となりますので、原本または写しをご持参してください。

施設利用会員証の更新について(重要)

現在お使いの「施設利用会員証」は、「社会保険ふくしま」(Vol.602)令和7年11・12月号においてお知らせしたところですが、令和8年3月末で有効期限が終了します。

また、令和8年4月以降は、WEB版の新しい会員証で施設をご利用いただくことになります。

●新しい施設利用会員証(WEB版)について 便利で簡単なWEB版会員証を、ぜひご活用ください!

- ・令和8年4月からは、WEB版での交付となります
- ・従来の紙カード会員証と優待内容は変わりません
- ・スマホ・タブレット・パソコンで簡単に利用可能
- ・いつでもどこでも表示・提示できる便利な会員証

●ご利用方法

- 1 福島県社会保険協会ホームページの会員限定ページに掲載のURLへアクセス
- 2 「施設利用会員証(WEB版)」が表示されます
- 3 「会員事業所名」を入力して完了

●有効期限

- ・アクセス日(表示日)から30日間有効
- ・有効期限が切れた場合は、再度アクセスでその日から30日後まで有効になります

●ご利用にあたって

- ・スマホ・タブレット・パソコンで利用可能
- ・スクリーンショット提示可(必ず有効期限を表示してください)
- ・有効期限内は何度でも利用可能

●WEB版会員証URLの掲載について

- ・URLは令和7年12月より会員限定ページに掲載
- ・会員限定ページのアクセスパスワードは、毎年更新されます。年度当初に送付される「年会費の納入について(お願い)」に記載されています
- ・不明な場合はお電話(024-525-9311)にてお問い合わせください。紙カードの施設利用会員証をお持ちの方は、順次WEB版への切り替えをお願いいたします

●利用可能な宿泊・娯楽施設(優待事業)

社会保険協会の会員事業所従業員とその家族の健康保持・増進を目的に、全国の施設グループと優待契約を結んでいます。

- ・宿泊・ゴルフ・スキー・ボウリングなど幅広く利用可能
- ・会員限定の優待料金でお得に楽しめます
- ・家族や仲間との休日・レジャーに最適!

■施設グループ

グループ	施設数	内容	グループ	施設数	内容
船員保険会	3	宿泊施設	ダイワホテルグループ	76	宿泊施設
高輪・品川プリンスホテル(限定)	4	宿泊施設	HMIホテルグループ	43	宿泊施設
プリンスホテルグループ	46	宿泊施設	クア・アンド・ホテルグループ	3	宿泊施設
プリンスホテルグループ	59	宿泊施設(ゴルフ、スキー、ボウリング等)	個別契約施設(宿泊施設)	21	宿泊施設
アイコニア・ホスピタリティ	150	宿泊施設	個別契約施設(日帰り施設)	6	日帰り施設

●利用方法

利用料金や利用方法等は、会員限定ページでご確認ください。

●最後に

WEB版会員証と幅広い施設優待を活用して、日常のリフレッシュや家族との楽しい時間にぜひご利用ください。皆さまのご利用を心よりお待ちしております!

福島県社会保険協会ホームページ 会員限定ページのご案内

会員サービス向上のため、当協会のホームページに会員専用ページを開設しています。

会員専用ページにアクセスするには、パスワード(毎年更新)が必要となります。パスワードは毎年4月に送付される「年会費の納入について(お願い)」に封してお知らせいたします。

現在のパスワード等についてご不明な点がある場合は、電話(024-525-9311)でご照会ください。



■会員限定ページに掲載されているもの

- 1 施設優待事業
 - (1) 施設利用会員証
 - (2) 施設優待ページはこちらから
 - (3) 高輪・品川プリンスホテルグループコーポレート料金表
 - (4) ダイワロイネットホテルズ宿泊プランのご案内
 - (5) 施設ユーザー名・ID・パスワード一覧(PDF)
- 2 「社会保険実務の手引き」(PDF版)
- 3 「年金制度・手続き」WEB動画(日本年金機構HP)
- 4 WEB版 月刊社会保険
- 5 ライフステージにおける社会保険・労働保険(WEB動画)



「人生100年時代の願い」

社会福祉法人川俣町社会福祉協議会
東山 亨

人生100年時代となってきました。自分自身も今年で55歳の年となり人生の折り返し地点を超えてきました。

特に、この年になると健康には気を付けなければならないと思いつつ、なかなか行動が伴っていない状況です。

現在の職場での仕事とは別に、実家が神社の神職を代々務めている家系です。昨年末から年明けの新たな年を迎える為の準備で、神社までの階段を自宅兼社務所から毎日上り下りを何往復もしていました。日頃の運動不足の影響で大晦日を迎える頃には、足腰が悲鳴をあげていました。しかしながら、川俣という小さな田舎町の小さな神社に、私よりも人生を重ねてきた諸先輩方や若い世代が長い階段を上って、新たな年を迎えた最初のお参りをしに来られます。その状況を考えると、まだまだ踏ん張らないといけないと自分を鼓舞し準備を進めてきました。



有難いことに年末から年始には多数の方々がお参りに来られ、各々自身の願いや家族・友人への願い、若しくは会社の発展や地域の発展等、様々な願いを込めてお参りをされていました。

AIやインターネット、SNS等と様々なデジタル関係が、現在の世の中を席卷しアナログ関係が段々と消え去りつつある中で、神社やお寺、教会等様々な心の拠り所は、先代の方々が残してくれた財産であって、次の世代に引き継いで今後も末永く守っていかねばならないと感じる年末・年始でした。

これからも、適度な運動をすることで今後も階段の上り下りができること、食事や睡眠の適度な確保や、様々な人との関わりを保ちながら、健康で元気にストレスなく過ごせることが、今後の人生100年時代を生きる自身の願いだと感じる年明けとなりました。

社会保険協会 からのお知らせ

支部だより

社会保険協会 支部事業の報告

会津若松支部

健康づくりボウリング大会を開催しました

令和7年12月4日(木)午後6時45分から、ボウルサンシャイン会津若松で会津若松支部健康づくりボウリング大会を開催いたしました。

会津若松年金事務所の角田所長の挨拶で開催いたしました。

今年は、総勢41名の参加1レーン4名でボウリングを楽しみました。

皆さん疲れた様子も無く2ゲームしっかりと楽しんでおりました。

賞品は、会津若松社会保険委員会からの協賛もあり、全員の方に賞品があり皆さん喜んで賞品を持ち帰りました。



《大会の結果》

【優勝】
佐藤 璃一様
会津土建(株)

【準優勝】
須田 泰宏様
宗教法人 興之院

【ハイゲーム(212p)】
佐藤 璃一様
会津土建(株)

【訂正とお詫び】

「社会保険ふくしま」2026年1・2月号(Vol.603)2ページに掲載いたしました役員名に誤りがありました。正しくは下記のとおりです。

副会長 下山田 敏博 → 門馬 成美
監事 河原田 浩喜 → 永田 嗣昭

関係者の皆さまならびに読者の皆さまに深くお詫び申し上げます。

国民年金保険料 学生納付特例制度のご案内



Q 学生でも国民年金に加入して保険料を納めなければならないの？

A 国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、ご本人様の前年所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

【所得の目安】128万円 + {扶養親族等の数 × 38万円}

学生納付特例



安心!

Point 「もしも」のときに!

障害が残った場合：
障害基礎年金が支給されます。

亡くなった場合：
遺族基礎年金が支給されます。

※申請が遅れると、保障を受けられない場合があります。



簡単!

Point いつでもどこでも
申請できる!

マイナポータルからマイナンバー
カードを利用して簡単に申請でき
ます。

マイナポータル
(<https://myna.go.jp>)



※申請の際は、学生証などの学生であることを証明するものが必要です。

※猶予された期間は、将来の年金額には反映されませんが、10年以内であればさかのぼって納付(追納)することで年金額を増やせます。

お問い合わせ先:市役所・町村役場の国民年金の窓口または年金事務所
詳しくは年金事務所または日本年金機構のホームページでご確認ください。

学生納付特例
特設ページ



第三者行為によるケガの 健康保険使用について



Q 私用中に、第三者行為によりケガをしました。健康保険は使えますか？

第三者行為とは

加害者のいる交通事故
(自損事故の同乗者の場合も含む)

他人から暴力行為を
受けたとき

等

A 健康保険を使うことはできますが、「**第三者行為による傷病届**」の提出が必要です。

第三者行為により受診したときの治療費は、本来、加害者が全額負担します。

健康保険を使用する場合は、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが一時的に立て替えて支払うこととなります。

協会けんぽが後日加害者(加害者の加入する損害保険会社)へ立て替えた治療費を請求するため、「**第三者行為による傷病届**」の提出が必要になります。

・工作中や通勤途中のケガは健康保険が使えません

工作中や通勤途中のケガは労災保険が適用となります。詳しくは労働基準監督署へお問い合わせください。

・示談は慎重に!

示談の内容によっては、加害者への請求を行えなくなる場合がございます。示談は慎重に行ってください。



全国健康保険協会 福島支部 電話:024-523-3915(代表)
協会けんぽ



もうすぐそこに迫っている・・・

早めに始める花粉対策！

暖かい春が待ち遠しい一方、花粉症に悩まされる方にとっては心配な時期がやってきます・・・
飛散が本格化する1か月以上前から、薬の服用や日常生活における予防を始めることが効果的です。
早めの対策で、症状の重症化を防ぎましょう！

POINT 1 【早めの対策・受診を】

春に花粉症を引き起こすスギ・ヒノキ花粉は2月～4月がピークになります。
内服薬などは、薬の性質上効能が出るまで時間を要するものが多いです。

POINT 2 【免疫力の維持】

十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を心がけましょう。

POINT 3 【洋服の素材チェック】

花粉の付きにくい表面がツルツルしたナイロン、ポリエステル、レザーなどの素材の服を選びましょう。



協会けんぽ福島支部

ふくしま
大好き！

ふくしま魅力再発見! No.75

● 葉タバコの産地・田村市船引町は、かつて葉タバコ販売数日本一を誇り、福島県タバコ試験場もあった。



● いわき市の温泉テーマパーク「スパリゾートハワイアンズ」は2026年1月で開業60周年を迎えた。

● 方言クイズ

「かいちゃ」の意味は？

A.会社 B.帰る C.裏返し

● 福島検定クイズ 1

西郷村の国道289号沿いにあるとある治療院の看板「お金貯めても●●●はためない」●●●に入る言葉は？

A.つかれ B.よごれ C.パワー

● 福島検定クイズ 2

アニメ「それいけ！アンパンマン」の作画や演出を手がけた鈴木寿美さんは県内のどこ出身？

A.会津若松市 B.会津坂下町 C.会津美里町



答え

① B 【かいちゃ】 ② C 【つかれ】 ③ B 【坂下町】

4・5月のねんきん相談



出張相談・休日相談・延長相談のご案内

相談	出張相談	休日相談	延長相談
場所	喜多方市役所 ホール棟1階 市民ロビー	県内 各年金事務所	県内 各年金事務所
実施日	令和8年 4月9日(金)	毎月 第2土曜日	週初めの 開所日
受付時間	10:00~16:00 (予約制)	9:30~16:00	8:30~19:00
予約受付先	会津若松 年金事務所 0242-27-5321	ご予約がおすすめです！ お客様のご都合に合わせて、 スムーズに相談できます。 「予約受付専用電話」 0570-05-4890	

※喜多方市役所での出張相談は、2か月に1回開催します。

【予約の申込方法】

1. 予約相談日の1か月前から前日まで受付しています。
2. 申込の際は、「基礎年金番号」を伺いますので、基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書をご準備ください。

【年金相談に必要なもの】

1. 年金証書、振込通知書、年金手帳といった、本人であることを確認できるものを2つ以上、ご持参ください。
2. 本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の身分証明書(運転免許証等)が必要になります。